

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について

令和4年1月26日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

1月25日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、広島県、山口県及び沖縄県に適用されている特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が2月20日まで延長されるとともに、1月27日から2月20日までの期間、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県がまん延防止等重点措置区域に追加されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限りテレワークや時差出勤を活用

各種会議・出張等はWEB会議の積極的活用等により真に必要なものに限定する
発熱等の症状が見られる場合の出勤自粛

以上